

○枚方市上下水道事業経営委員会規程

平成19年7月23日

水道規程第5号

(設置)

第1条 上下水道局が行う経営評価の客観性を確保するため、枚方市上下水道事業経営委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(担当事務)

第2条 委員会は、上下水道事業管理者(以下「管理者」という。)の求めに応じて、次に掲げる事項を調査し、審議し、並びに意見を具申するものとする。

- (1) 上下水道事業の経営評価に関すること。
- (2) 水道事業の施設整備に係る国庫補助事業の事前評価及び再評価に関すること。
- (3) 上下水道事業の経営計画等の策定に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、上下水道事業の経営に関し管理者が必要と認める事項に関すること。

(構成)

第3条 委員会は、委員9人以内で構成する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから管理者が依頼する。

- (1) 学識経験のある者
- (2) 前号に掲げる者のほか、管理者が適当と認める者

3 委員会は、その担任する事務を処理するため必要があると認めるときは、関係者に対し、資料の提出、意見、説明その他の必要な協力を求めることができる。

(委員の任期)

第4条 前条第1項に規定する委員会の委員の任期は、2年以内とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(委員会に置く職等)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を各1人置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。

3 委員長は、委員会の会務を総理し、委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(委員会の会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2 委員会は、委員の2分の1以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(小委員会)

第7条 委員会に、必要に応じて専門的事項を分掌させるため、小委員会を置くことができる。

2 小委員会は、委員長、副委員長及び委員長が指名する委員で構成する。

(報償)

第8条 管理者は、委員に対し、別に定めるところにより報償金を支給する。

(守秘義務)

第9条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

(庶務)

第10条 委員会の庶務は、水道部上下水道経営課が担当する。

(補則)

第11条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。